

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年12月3日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 その他 : 20 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	換気空調系ほう酸水注入系ポンプ室のユニットヒータ用電動機点検時、反負荷側軸受けの嵌合値に管理値外れが認められたため、対応検討。	G	
2	3号機	中央制御室のログプリンターにおいて、紙詰まりが頻発するため、当該プリンターを点検。	G	
3	4号機	復水脱塩装置低電導度廃液出口弁(空気作動)点検時、電磁弁(排気側)の空気漏れが認められたため、当該電磁弁を交換。	G	
4	4号機	復水ろ過装置ろ過器(B)ドレン弁(空気作動)点検時、電磁弁(排気側)の空気漏れが認められたため、当該電磁弁を交換。	G	
5	4号機	中性子計装系移動式炉内計装装置(A, C, D, E)点検時、リミットスイッチ不良(抵抗値上昇がみられる)が認められたため、当該リミットスイッチを交換。	G	
6	4号機	プロセス放射線モニタ系非常用ガス処理系ガスサンブラック(A)ドレン弁作動試験時、電磁弁に動作不良(動作しない)が認められたため、当該電磁弁を点検補修。	G	
7	4号機	プロセス放射線モニタ系排ガス放射線モニタ(ホールドアップ塔出口)記録計点検時、記録計動作不良(ペン固着)が認められたため、当該記録計を点検補修。	G	
8	4号機	コントロール建屋屋上電線管点検時、不具合(電線管ネジナシカップリング腐食3箇所、ダクターリップなし1箇所、ロック固定なし2箇所)が認められたため、当該箇所を点検補修。	G	
9	4号機	タービン建屋屋上電線管点検時、不具合(電線管ネジナシカップリング腐食3箇所)が認められたため、当該箇所を点検補修。	G	
10	4号機	主蒸気低压タービンロータ(B)発電機側第15, 16段ブレード磁粉探傷検査時、7枚のブレードに指示模様が認められたため、対応検討。	G	
11	4号機	非常用ガス処理系(A, B)入口隔離弁用電磁弁交換時、電磁弁に仕様相違が認められたため、対応検討。	G	
12	4号機	タービン主蒸気系及び補助蒸気系配管油圧式防振器点検時、ピストンロッド(7台)メッキ剥離が認められたため、当該ピストンロッドメッキを補修。	G	
13	4号機	主蒸気低压タービンロータ(B, C)上半内部車室スプレー配管の浸透探傷検査時、指示模様が認められたため、当該箇所を溶接補修。	G	
14	4号機	制御棒駆動系水圧制御ユニット(座標:38 - 31)103弁浸透探傷検査時、指示模様が認められたため、当該弁を交換。	G	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	4号機	主蒸気タービン軸受の浸透探傷検査時、# 5 上半メタル及び# 8 上半メタルに剥離の指示模様が認められたため、超音波探傷検査を実施後、対応検討。	G	
16	4号機	高圧炉心スプレイ系復水貯蔵タンク入口弁点検時、ボンネット・ケージ(乱流防止網)取付ピンに摩耗が認められたため、当該取付ピンを交換。	G	
17	4号機	原子炉給水ポンプ(B)用駆動タービン点検時、ロータ第7段動翼のステライト部に浸食が認められたため、当該部を補修。	G	
18	4号機	復水脱塩装置硫酸希釈槽入口弁点検時、駆動部ステム・ナットに固着が認められたため、当該ステム・ナットを補修。	G	
19	3.4号廃棄物処理設備	焼却設備固着灰除去装置起動時、焼却炉炉低蓋への焼却灰固着により自動起動出来ないため、当該灰を除去。	G	
20	その他	固体廃棄物管理簿及び雑固体廃棄物処理作業報告書の記録において、権限委譲がない者が記録の承認をしていたことが認められたため、当該記録の承認を適切に実施。	G	H22.12.8再審議にてグレード変更 「 」